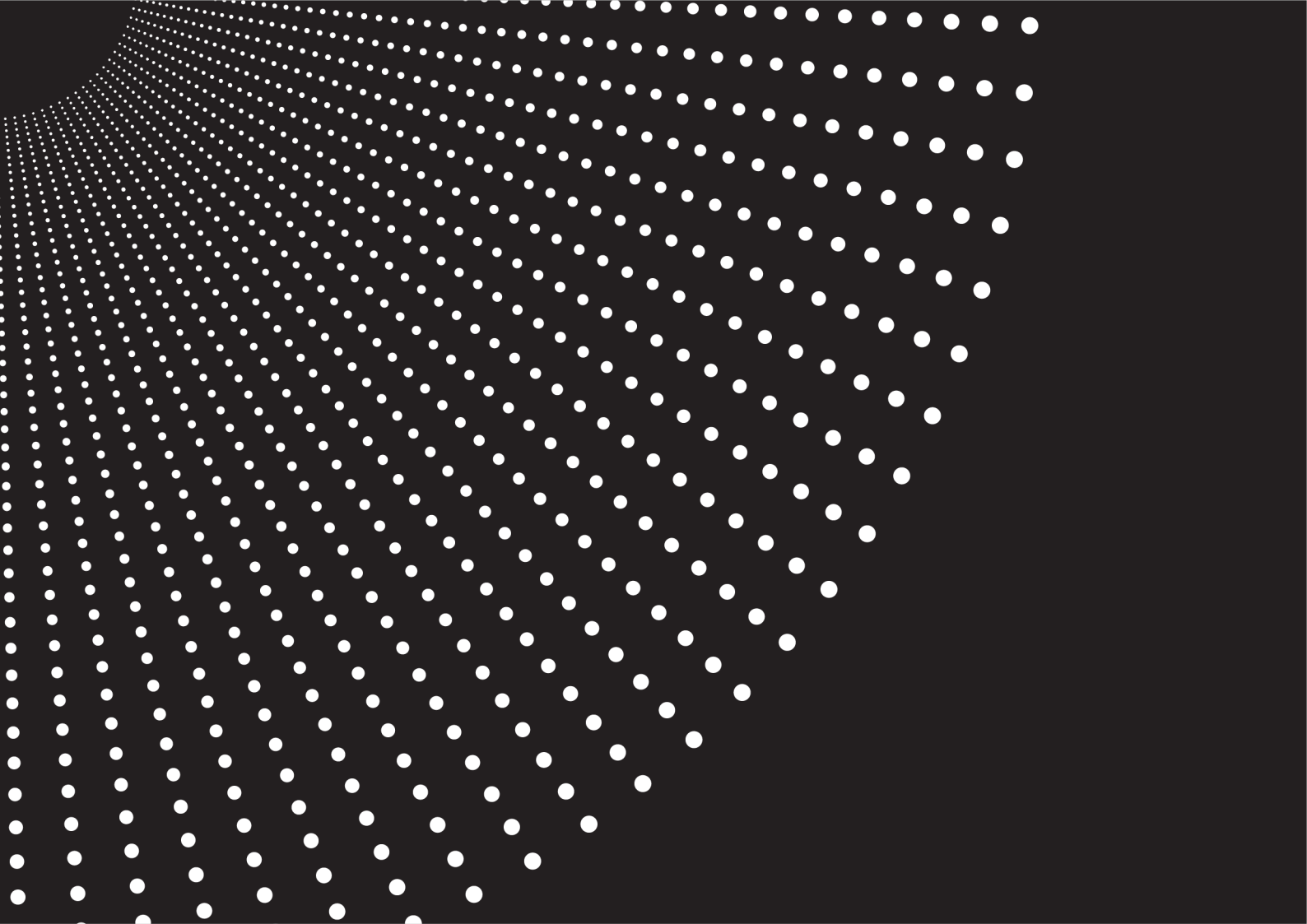




貸金業者登録票および貸付条件等

貸金業法第 14 条第 2 項および第 23 条第 1 項に基づく
掲載

2024 年 4 月 1 日

2024 年 10 月 1 日 一部変更

貸金業者登録票

貸 金 業 者 登 録 票

登録番号 東京都知事 (3) 第 31669 号
登録有効期間 令和 5 年 11 月 29 日 ~ 令和 8 年 11 月 28 日
商号 マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド

貸付条件等

媒 介 条 件 表	
媒介手数料の計算方法	元本× (0.001% ~ 5.0%)
媒 介 に 係 わ る 貸 付 の 条 件	
媒介の種類	手形貸付の媒介、証書貸付の媒介、極度方式基本契約の媒介、手形の割引の媒介、売渡担保の媒介
媒介手数料の割合	5%
媒介先の貸付利率 又は割引率	0.001% ~ 15.0%
媒介先の返済の方式	一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式
媒介先の返済期間	1 ~ 360 カ月
媒介先の返済回数	2 ~ 360 回
貸金業務取扱 主任者の氏名	河野 仁 宗像 夏野
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
媒介先業者名	